

令和5年12月12日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和5年12月12日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

浅野敏江 委員長

佐藤公男 副委員長

桑原成典 委員

西村勝男 委員

鎌田礼二 委員

小高洋 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長兼 危機管理課長	本多裕之	産業建設部長	草野弘一
総務部 政策調整管理監	末永量太	総務部次長 兼総務人事課長	高橋数馬
総務部 政策課長	木皿重之	総務部 財政課長	佐藤涉
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
総務部総務人事課 総務係長	石川宏	教育委員会 教育部長	星和彦
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉知美	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

会議に付した事件

議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議案第69号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第70号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第72号 令和5年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第74号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第75号 町の区域を変更することについて

午前10時00分 開会

○浅野委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第68号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第69号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第70号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第72号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第74号「あらたに生じた土地の確認について」、議案第75号「町の区域を変更することについて」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第68号ないし議案第70号、議案第72号、第74号及び第75号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例など、計6件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長のほうからご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から議案第68号から70号について、ご説明をいたします。

初めに、議案第68号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

主に議案資料を使ってご説明させていただきます。

資料No.5 定例会議案資料の7ページをご覧ください。No.5の7ページでございます。

まず、1番の概要ですが、令和5年人事院勧告を踏まえました国家公務員の給与改定に準じまして、一般職員の給与等について改定を行うものでございます。

給与改定の内容についてですが、(1)番として、月例給として全体で平均1.1%の改定を

行うものでございます。下の表を見ていただきますと、1級5号の高卒初任給は1万2,000円の改定となっております。また、係長クラスですと1,900円、また、課長クラスですと1,100円の改定となっているところでございます。

続きまして、(2)番の期末勤勉手当ですが、期末勤勉手当合計で0.1月分が引き上げられまして、年間4.40月が4.50月分の支給となります。令和5年度につきましては、12月期末手当で引上げ分が行われるものでございます。令和6年度以降につきましては、6月と12月に期末と勤勉手当それぞれで0.025分ずつ引き上がるものでございます。

施行日につきましては公布の日、令和5年4月1日からの適用、また会計年度任用職員につきましては令和6年4月1日からの適用となります。

次ページ、8ページをご覧くださいと思います。

一般職のこれまでの給与改定の状況を記載しております。最下段にあります令和5年度の欄の右のほうの年間影響額という欄を見ていただきますと、市全体では、今回の人勧の影響額として6,571万7,000円の増となっております。また、1人当たりの年間平均引上げ額は10万6,000円となるものでございます。

議案第68号の説明は以上でございます。

続きまして、同じ資料の12ページをご覧ください。12ページでございます。

「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

一般職と同様に特別職等につきましても期末手当が引き上げられるものでございます。

2番の(1)、(2)ですが、市長、副市長及び教育長、また、市議会議員の期末手当が0.1月分引き上がり、年間3.30月が3.40月となります。12月期末手当で引上げ分が調整されるものでございます。令和6年度以降につきましては6月、12月それぞれで0.05月分ずつ引き上がるものとなります。

(3)番、市立病院事業管理者ですが、期末勤勉手当、合計で0.1月分が引き上げられ、4.50月分となります。引上げの方法につきましては一般職と同様となります。

施行日は公布の日、令和5年12月1日から適用となります。

議案第69号の説明は以上となります。

次に、同じ資料の16ページをお開きください。16ページでございます。

議案第70号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」、ご説明をいたします。

地方自治法の一部改正によりまして、会計年度任用職員に対しまして勤勉手当が支給できるようになったため、条例を改正しまして、本市におきましても支給できるようにするものでございます。

2番の(1)支給月数ですが、令和6年度以降に年間で2.0月分が支給されるものでございます。

先ほどご説明いたしました議案第68号の人勤に係ります条例改正が議決されますと、2.0月分が2.05月分となるものでございます。

支給対象ですが、任用期間6か月以上、勤務時間が週15時間30分以上の職員となっております。

3には、今回改正されます対象条例を記載しております。

施行日ですが、令和6年4月1日でございます。

議案第70号の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○浅野委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、教育総務課から議案第72号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.3、一般会計特別会計補正予算、そしてNo.4の補正予算説明書及びNo.5の定例会議案資料をご用意いたします。

恐れ入りますが、まずNo.5の定例会議案資料27ページをお開き願います。No.5の27ページでございます。

学校施設環境整備事業等について、ご説明いたします。

まず、1の概要ですが、令和6年度における特別支援学級の増加などを見据えて、学校施設の状態を整備しようとするものです。

2の事業内容ですが、小学校は月見ヶ丘小学校、杉の入小学校、玉川小学校、中学校は第一中学校、玉川中学校の整備を行うもので、空調設備、Wi-Fiアクセスポイントの設置、内装改修を行います。

次に、3の事業費及び財源内訳ですが、ご覧のとおりとなりますが、小学校施設維持管理費につきましては1,560万円を、中学校施設維持管理費につきましては640万円を事業費として計上するものでございます。

4の今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、令和6年1月に契約手続を行い、2月に着工する予定としております。なお、整備は4か月程度の期間を見込んでいることから、繰越明許費を設定し、5月に竣工する予定となっております。

次に、歳入歳出をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.4の補正予算説明書をご用意いたします。

資料No.4の7ページと8ページをお開きください。7ページ、8ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費の第14節工事請負費1,560万円を増額補正するものです。

同じく第3項中学校費第1目学校管理費の第14節工事請負費640万円を増額補正いたします。

続きまして歳入ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページです。

第22款市債第1項市債第6目教育債の第1節小学校債として1,560万円を、第2節中学校債として640万円を増額補正するものでございます。

次に、繰越明許費の追加と地方債の変更について、ご説明いたします。

資料No.3、補正予算の4ページをお開き願います。No.3の4ページでございます。

第2表繰越明許費補正の1追加といたしまして、第10款教育費第2項小学校費の小学校施設維持管理費の1,560万円及び第3項中学校費の中学校施設維持管理費の640万円について、繰越明許費の追加を行うものであります。

次に、第4表地方債補正、1変更といたしまして、小学校施設整備事業を2,850万円に、中学校施設整備事業を1,630万円に限度額を変更しようとするものでございます。

学校施設環境整備事業についての説明は以上となります。

続きまして、資料No.5にお戻りください。資料No.5の28ページをお開き願います。28ページでございます。

学校給食調理業務の一部委託の拡大について、ご説明いたします。

1の概要ですが、安全で安心な給食を安定的かつ効率的に提供するため、本市の行革計画やアウトソーシング基本方針を踏まえて、これまで学校給食調理業務の一部を委託してきましたが、安定的な調理体制を確保するため、令和6年度からさらに拡大しようとするものです。

2の事業内容ですが、対象となる学校は月見ヶ丘小学校です。委託の内容ですが、調理作業、

配膳作業、洗淨清掃作業について委託いたします。

3の委託期間ですが、令和6年から令和8年度までの3年間といたします。

4の事業費及び財源内訳ですが、今回は債務負担行為限度額を設定するものですが、事業費は3年間で4,675万5,000円であり、全額一般財源でございます。

5の今後の予定ですが、本定例会において予算をお認めいただきました後は、令和6年1月に契約手続を行い、2月に保護者宛て周知、3月に事業者との引継ぎや研修を行いまして、令和6年4月から委託開始をする予定としております。

次に、債務負担行為の追加についてご説明いたします。

資料No.3の補正予算の4ページをお開きください。No.3の4ページでございます。

第3表の債務負担行為補正の1追加として、表中最下段の学校給食調理業務一部委託（5年度）で、期間は令和5年度から令和8年度、限度額は4,675万5,000円となっております。

教育総務課から、議案第72号の説明は以上となります。ご審査についてよろしくお願ひ申し上げます。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第72号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.4、補正予算説明書の3ページ、4ページをお開きください。

今回の補正予算に係ります所要一般財源等についてご説明いたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金1第目財政調整基金繰入金につきまして、248万9,000円の増額補正をするものです。

財政課所管の補正予算の説明は以上でございます。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 次に、総務人事課から議案第74号、75号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、概要をご説明いたしますので、資料No.5の議案資料30ページをお開きください。30ページでございます。

2件の議案は、同一箇所の公有水面埋立ての関連議案ですので、一括してご説明をいたします。

まず、1の概要ですが、北浜緑地が防潮堤の整備と併せて宮城県により整備工事が進められ

てきました。今般、字台及び北浜4丁目地先の公有水面埋立てが竣工したものでございます。

2番目、埋立て区域及び区域変更ですが、区域の位置は記載のとおりで、3の位置図を見ていただきますと、色がついている部分につきまして埋立てがなされたものでございます。埋立て面積は2,599平米となっております。

続きまして、議案の説明をいたしますので、資料No.2の14ページ、15ページをお開きください。資料No.2の14、15ページでございます。

先ほどご説明いたしました埋立地につきまして、議案第74号では新たに生じた土地として確認をするものでございまして、議案第75号では、字台及び北浜4丁目の町の区域を変更することについての議案となっております。

議案第74号、75号の説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○浅野委員長 それでは、これより皆さんの発言を求めます。どなたかご発言ございませんか。

桑原委員。

○桑原委員 何点か質疑させていただきます。

まず、議案第72号の学校施設の環境整備の事業について、ちょっと単純にお聞きしたいんですが、特別支援学級の増加を見据えた施工という形で書いてありますが、増加する見込みとこのあるから施工するという形になるんですか。

○浅野委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 令和6年度に学級が増加する見込みがあるため、必要な整備をするということになります。

以上です。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

そうしたら、次の質疑で議案69号についてお伺いいたします。

この議案68号と70号の議案に対しては、理解はすごくできるんですけども、この議案69号はなかなか、僕としては消化できない議案なのかなと思っておりまして、この議案を出された意図や理由と伺いますか、ちょっと教えていただければと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 議案第69号につきましては、特別職給与等の改定ということ

でございます、こちらについては令和5年の人事院勧告におきまして国の指定職俸給表、いわゆる国でいう事務次官等の俸給表が改定されたことに伴いまして、期末勤勉手当につきましても同様に0.1月分が上がったということで、特別職に当たる市長や議員の皆様の条例の改正を行ったというものでございます。人事院勧告に基づくものでございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。要は国がやったから改定しようということなのかなと思うのですが、国が決めても市としてどう決めるかだと思うのですが、市の主体性というのではないのかなという単純に疑問があります。いかがでしょうか。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 県などにおきましては、人事委員会というものがありまして、そういう中でいろいろ議論がされるんですけども、市町村においては人事委員会が存在しませんので、基本的には国に準拠した形でこれまでも一般職や特別職の期末手当等に準じてやってきたというものでございますので、一応準拠という形で捉えております。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 一般職とかというのは、働き方改革とかですごく分かるんですけども、塩竈自体の平均年収だったりとか所得というのは上がっているものなのかなと。

もちろん水準が上がっているのであれば考えてもいいのかなとは思いますが、現状上がっているのか、また、物価高とか増税とか社会保険とか上がっていると思うのですが、その中で我々だけ上げるというのは、ちょっとなかなかナンセンスではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人事院や県の人事委員会が、民間の事業所、50人以上の事業所を調査した結果として、今回の引上げというものになってございますので、一部やっぱり50人以上の事業所というのは塩竈にも幾つかありますので、そういうものを参考にしながら、我々は人事院に準拠した形で引上げを提案させていただいたというものでございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 50人以上のところ、そこがなかなか引がかかるところではあるのですが、国のそういったものに対して順応でやっていくのであれば、例えば自主返納できる仕組みとかというのもつけれないものかなと思っているのですが、これに対していろいろ

ると法に抵触してしまう可能性もあるんですけれども、そういった基金とかで返納する仕組みというのは、なかなかつくれないものなんですかね。いかがでしょうか。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 すみません。ちょっとその自主返納の仕組みにつきまして、ちょっと私もすみません、勉強不足で今のところちょっと分からない状況です。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 結局は、塩竈市自体がやっぱり何もこの議案に対してメリットはないのではないかと私は思っています、市民目線に立ったりとか、市を改革していく中で、特別職の報酬を上げるというのは、ちょっとなかなか理解しがたいなと思っています。

先ほどの自主返納の仕組みという形になりますが、条例改正とか多分しなくてはいけない形になってくると思いますので、その辺もちょっと検討していただけたらなと思っています。

以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言はありませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、私からも何点かお伺いしたいと思います。

それで、先ほどもございましたが、関連といいますか、議案第68号から70号のところ、給与あるいは手当のところに関するところがございますので、ちょっと続けてお伺いをしたいと思います。

それで、今回、一般職、特別職と会計年度任用職員も含めて様々改正されるわけですが、ちょっと冒頭、いわゆる月例給あるいは期末手当等の関係ということでありましたので、最初にちょっと関連してお伺いしておきたかったのですが、いわゆる月例給のところ、いわゆる今回人勧との関係での引上げということでの中身になっているわけですけれども、その前段の関連として、今回、基本的な賃金の考え方として最低賃金の引上げがあった中で、自治体によっては最低賃金を下回ったケースがあるということでお伺いをしたということがありまして、そういった中で塩竈市としてそこへの対応として基準号給の引上げなんかが行われた例があったのか、ちょっとまず冒頭関連でお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 昨年10月に最低賃金の改定がなされたと思いますが、その際に、本市といたしましてもそれを下回らないような賃金の改定というものは行ってございます。

なので、最低賃金を下回る職員はいないということでございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういったことがあったとちょっと聞いていたもので、ちょっとまず前段で確認をさせていただきました。

それで、今回まず月例給の部分で考えたときに、総括質疑の際にも何点か伊勢議員からお伺いもあったわけですが、いわゆる一般職の方々については遡及適用されるということでのお話がありまして、一方で、会計年度任用職員の方々については来年度からだということ、いわゆる会計年度任用職員の改定については様々自治体で対応が分かれているということでお伺いしております。

そういった中で、もう一度ちょっと繰り返しになるかも分からないのですが、いわゆる総務省の通知があったという中で、それを通じて県から通知も来ているかと思うのですが、そういった中で「改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする」という中身の通知になっておったということだったんですが、そういった点で、今回令和6年4月1日からと、月例給の部分においてまずそうお考えになった理由をもう一度改めてお伺いしたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員の給与改定を遡及しないという理由ですが、総括質疑のときに申し上げましたが、まず1つ目が、会計年度任用職員につきましては、1会計年度ごとに任用するという制度でございますので、1年以内という比較的短い任期の中で給料額を変更するというのは好ましくないと考え、本市では来年度適用としたものでございます。

また、月例給や期末手当につきましては、引上げの勧告だけではなく、引下げの勧告というものもございます。その場合、任期中に給料が下がるという可能性も出てくるということで、そこにつきましても、増減することは好ましくないのではないかとということで考えまして、今回の提案に至ったものでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。マイナス勧告の際も考慮してということではあったんですが、月例給の引下げということに関しては、この間、様々一定の期間にわたっていろんな考え方とい

いますか、いろんな議論があるところでありまして、そういった点では不利益不遡及の考え方ですとか、一定判例も出ているようではありますが、そういった中で、何と申し上げましょうか、いわゆる遡ってのマイナスというところがなじまないために、例えば12月の期末手当のところをそこを減らしていった、そういったような経過もあったように思っております。

そういった点ではマイナス勧告を考慮してというのも一つの考え方として理解をするのですが、一方で、各自治体で対応分かれておりますように、今回のプラス勧告については遡及適用を行うといったような自治体も複数見受けられますので、そういった点ではこの間、物価の高騰等で暮らしが大変な中、当然それは自治体職員、会計年度任用職員の方々にあっても同じ状況であろうと思っておりますので、そういった点ではできることならば遡及というところをもって、一定の手当てをしていただきたかったなというのが正直な思いということにはなるわけです。そこをちょっと申し上げておきたいと思っております。

それで、もう1点ちょっと確認だったんですが、月例給に関しては、いわゆる各自治体ごとの対応分かれたものの、期末手当については、これは地方自治法の改正時期等の関係での来年度4月1日だということでお答えがあったように思っているのですが、そういった形でよろしかったでしょうか。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 期末手当じゃなく勤務手当の話、(「勤勉手当」の声あり) 勤勉手当ですね。

勤勉手当につきましては、地方自治法の改正の施行日が来年の4月1日ということで、条例もそれに合わせたものでございます。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これはちょっと法律の関係ということにもなってくるということでしたので、その点については、何となく納得とまではいかないまでも仕方ないのかなというところで、理解をしたところでありまして。

それで、続いて特別職の職員の給与に関する部分ということで、先ほども桑原委員のほうからもお伺いございましたが、先ほどのお答えの中で、いわゆる事務次官の皆さんですとか、そういった部分も含めて国でも期末手当について0.1月分ということであったんですが、月例給の部分に関してはそこは特段何もなかったということでもよろしいんですね。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 月例給につきましても、指定職俸給表の中では、月額3,000円程度の引上げというものがなされております。

しかしながら、本市といたしましては、そこは引き上げずに現状のままということで、当局側としては考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった点では、国家公務員の給与改定に準じということではあったものの、何といたしまして、市議会の報酬というものをこれまで様々な形で議論もされてきたかと思うのですが、いわゆるその報酬審議会ですか、そういったところの議論もあったかなと思っているのですけれども、そういった中で月例の報酬についてはこの間、平成7年ぐらいからですか、ずっと引上げを行わずに来た。そういった経過もあった中で、今回、国家公務員の給与改定に準じて期末手当の引上げというものが提案をされているわけですが、議会に関してはどちらかというところ、何ていうんですか、強制力とまで言いませんが、そういった形で引き上がっていくものではなくて、あくまでも議会の指示といいますか、議会とかそういったところが主体となって、本来は決めていくべきものであるんだろうなと思っております、そういった点で、一般職の皆さんですとか、会計年度任用職員の皆さん、こういった方々の月例給並びに期末手当、これが引き上がるというのは、当然大賛成だと思うわけですが、一方で、先ほどお話のありましたとおり、この間の物価高騰ですとか、コロナ禍の中で、そういった状況からまだまだ脱せてはいないと。さらに言うならば、東日本大震災の復興という観点から見ても、なかなか戻ってきていない現状がある中で、いわゆる市議会の議員というものが期末手当の引上げということで今回提案をされていると、なかなか市民理解を得られるところではないのかなと、私としては考えているところであります。それをちょっと一言申し上げておきたいと思えます。

では、次にお伺いをいたします。

学校施設環境整備事業について、ちょっとお伺いをしたいのですが、理由としては特別支援学級の増加を見据えた施工ということになっているわけなんです、それが主のところとなっているのですけれども、中学校の部分、特に第一中学校において、これちょっと別の理由かなとお見受けをしたのですが、普通学級に係る配置の見直し、同一の学年を同一のフロア

に配置するための見直しというところでの記載がございしますが、これ中身はどういったことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第一中学校の整備に関するご質問をいただきました。

議案資料には、同一の学年を同一のフロアに配置するための見直しということ、空き教室であったものを普通教室として使用するためということの記載がございしますが、具体的には第一中学校の現在の1年生が3学級となっております。2年生は2学級になっています。そして、今現在の1年生が2年生に持ち上がったときに、3学級のまなんですけれども、2年生のフロアには2学級しかない、2つの教室の普通教室しかないというところで、もう一つエアコンやWi-Fiが整備されていない空き教室を整備しまして、同じフロアで2年生3学級が学習をできるようにという整備という内容になっております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった形で前段前段で手を打っていくということでの取組のかなということでお聞きをいたしました。

それで、今後の予定というところを見ましたときに、1月に契約手続、2月着工ということでのスケジュールで記載があるのですが、5月の竣工を見据えておられるということで、できることならば学年が変わったタイミングでそうなっているといいなと思ったのですが、その辺りは難しいのでしょうか。

○浅野委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 スケジュール関係でのご質問で、なるべくなら新学期に合わせた整備完了をということのご質問かと思えます。

授業しながら工事をすることがなかなか難しく、長期休業期間、春休みなどを使って主に工事をするという関係で、なかなか春休み中に工事が完了しない可能性もあるというところで、例えば空調設備などについては暑くなる時期が5月過ぎて6月となりますので、なるべく早く工事を完了したいとは思っていますが、優先的に改修工事、アクセスポイントの設置の工事を行いまして、空調設備は暑くなる時期前、5月中に整備をするということでスケジュールを考えておりますが、それでもなるべく早く工事の完了をしたいということで

スケジュール立てていきたいと思っております。

以上になります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。資材の関係等含めて、なかなか難しさあるかなと思うのですが、その辺り、学習環境の整備という点ではぜひお願いをしたいと思います。

続いて、お隣の28ページ、学校給食調理業務の一部委託の拡大ということでちょっとお伺いしたいのですが、いわゆる市の行財政改革推進計画及び塩竈市アウトソーシング基本方針を踏まえということなんですが、この2つに基づいて何を狙っての委託となるのか、改めてご説明いただければと思います。

○浅野委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食調理業務の一部委託について、行革計画ですとかアウトソーシング基本方針踏まえてどのようなものを狙っているかということのご質問いただきました。

まず、月見ヶ丘小学校、現在、市職員を配置して業務を行っております。そういったところで、市の職員の人件費に係るものを業務委託を行うことでスリム化を図るということ、それから、市職員を配置して業務を行っているということで、なかなか職員の確保ということが難しい状況になっておりますので、委託業務を行うことで調理体制の強化というか、確保を図りたいということで一部業務委託を行うところでございます。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 事務経費のスリム化、職員の確保が難しいということでの答えだったかなと思います。

それで、私たちなかなか行革あるいはアウトソーシングというところでこれまで厳しいことを申し上げてきたわけなんですけど、そういった中でも事務経費のスリム化ですとか、そういったところ全てを否定するわけではなくて、それによってサービスが低下するだとか、そういったところを懸念して、これまでも何度かお話もさせていただいたわけなんですけど、これまで今回の調理業務の委託化についてはほかのところでも既に実施されている部分ではあるんですけども、やっぱり改めてお聞きをしたかったのは、そういった形で外部の方に調理ですとか配膳・洗浄、そういった業務をお任せするに当たって、いわゆる現場対応にお

いての例えばアレルギー対応ですとか食の安全性ですとか、そういったところについてどのように確保されていくのか、ちょっとそれを改めてお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 外部業者に調理を委託することできちんと業務遂行できるか、アレルギー対応などできるのかというご質問かと思いますが、調理業務の仕様書の中にそういった内容についてはきちんと記載をしまして、市職員が調理をしているときと同じような業務内容ということをきちんと仕様書の中に記載しまして、それを遂行してもらうように業者にも依頼をしながら、学校でそちらのほう管理していただく、また、その管理がうまくいってない場合、教育委員会でも業者に指導などしていきながら、きちんとした安全・安心な給食をつくっていくように努めております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その下の部分の記載で、献立作成・栄養管理・食材発注はこれまで同様というところの記載もございますので、ぜひそういった安全性の部分含めてしっかりと目を配っていただければと思っております。

最後に、30ページのところにあります公有水面の埋立てについて、ちょっとお聞きをしたかったのですが、中身としては水面の埋立てが竣工したということで理解をするところであります。

実態を踏まえてのお伺いということにはなるのですが、この間、様々な沈下の関係ですとか、そういったところで様々この一帯についてはいろいろあったわけなのですが、今回埋立てが終わって市のほうに編入をされたということで、形としては整理がつく形になるのだと思うのですが、いわゆるこういった形で市の区域に編入をしてということとはちょっと別に、いわゆる今後埋立てということでやっぱりさらなる沈下ということも心配されるわけなのですが、そういったところでの管理の考え方ですとか、そういったところを最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今後の沈下というところでお尋ねだと思います。

あその部分は埋立地なものですから、今回の対策工事で全て止まるということとは言えないと思っております。県でもそこ認識ありまして、今後も監視を続けながら、そういったとこ

ろを見ていきたいと県でもおっしゃっておいりましたので、私たちがそこも見ながら何かあった場合は、県と協議しながら対策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。西村委員。

○西村委員 1点だけちょっとお伺いします。

議案第68号、69号、70号で給与の改定が行われますが、総額でどの程度になるのか教えてください。また、それによって行政サービスに変わるとか、何か変化があるのかどうかもあればお知らせください。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 議案第68号の部分は約6,500万円となっております。

(「もう一回、大きい声で言ってください」の声あり)

すみません、議案第68号分の一般職の部分は、ちょっと先ほど表の中で説明いたしました、令和5年度分については約6,570万円ということになってございます。

また、会計年度任用職員につきましては、令和6年4月から実施しますと人勧分で約5,500万円、あと勤勉手当で7,100万円の合計1億2,600万円の増となります。

これを一般職の先ほどの6,500万円と合わせますと、約2億円弱という金額になるというものでございます。

これにつきましては、今後、財源の生み出しのために、例えば、時間外の削減であったり、定員管理計画に基づいた人員の管理とかを徹底していくということで財源を生み出していきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 2億円弱の増加が見込まれるということで、これによって市民に対する行政サービスが何か減少するとか、少なくなるということはないということでしょうか。それとも、ほかに補填するあれがあるのかどうか。手当があるのかどうか、その辺ちょっとお知らせください。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人勧の正職員分の増につきましては、一定程度地方交付税で算定の根拠となっておりますので見られるというものでございます。

残りの会計年度任用職員等の部分につきましては、先ほども申し上げましたが、内部的な経費の削減ということで、今後のかかる経費について生み出していくということでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。上げさせていただく部分、市民に対してご理解いただけるように、行政サービスも徹底してやっていただきながら、その辺の意義付けみたいなものを実施していただければありがたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 すみません、ちょっと先ほどのお伺いに関連して伺いたいのですが、いわゆる会計年度任用職員の給与改定分についての財政措置の観点で今お答えあったかなと思ったのですが、予算委員会の中で一定その確認がされたかなと思っておりまして、11月10日付で総務省が発出した「令和5年度補正予算（第1号）に伴う対応等について」という中で、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてを踏まえ、会計年度任用職員の給与については、まず常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて」というところがまず一つと、それに加えて「当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額4,200億円及び上記第2の1の地方交付税の増額をこの中で対応することとしている」ということでありましたので、遡及適用された場合でも財政措置を講ずるということで、来年度以降も一定財政措置はあるのではないかと考えているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員、交付税上の算定基礎なんですけれども、一部期末手当等の算定基礎はあるものの、全体的な報酬や給料につきましては、算定が明確化されていないということで、そこは普通交付税に確実に算定の基礎となっているかというところは、ちょっと今のところ明確になっていないということでございます。

以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第69号について採決いたします。

議案第69号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第68号、議案第70号、議案第72号、議案第74号、議案第75号について採決いたします。

議案第68号、議案第70号、議案第72号、議案第74号、議案第75号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号、議案第70号、議案第72号、議案第74号、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時50分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 浅野 敏 江